

日本食文化協会主催Japanese Food Expo 2025における「自治体パビリオン」の設置

地域：米国（ロサンゼルス）（※切：6月13日（金））

JETROでは、ロサンゼルスで開催されるJapanese Food Expo 2025において「自治体パビリオン」を設置し、都道府県等の自治体の米国展開を支援します。

◆Japanese Food Expo 2025 開催情報

時期（時間帯は変更となる場合があります）

2025年11月14日（金）

第1部 BtoB 12時～15時

第2部 BtoC 17時～20時

2025年11月15日（土）

第1部 BtoC11時～14時

第2部 BtoC16時～19時

場所：Hilton Los Angeles/ Universal City Hotel

主催：日本食文化振興協会（JETROは共催）

参照：別添



◆スケジュール（予定）

5月上旬 募集開始（6月13日締切）

6月下旬 採択通知

11月14日～17日（*） 事業実施

* 情報交換会のみ17日に実施予定

◆募集対象／定員

都道府県等の地方自治体（自治体の関係機関を含む）／5自治体程度

◆対象商品

米国で販売可能な日本産農水産物・食品（各地方の特産品など）

◆支援内容

都道府県等の自治体の米国展開を支援するため、日本食文化振興協会主催のJapanese Food Expo 2025において、JETROでは「自治体パビリオン」を設けます。「自治体パビリオン」では、都道府県等の自治体が連携し、日本の地方の食材や訪日観光などの魅力を連携して米国のビジネス関係者や一般消費者にPRするもので、ブース代の一部補助などを行います。また、自治体の米国展開をさらにサポートするため、Japanese Food Expo 2025に出展する自治体関係者および民間事業者等を対象に、「事前勉強会」や「情報交換会」などを実施します。具体的な支援内容は、以下のとおりです。

①事前勉強会の開催

Japanese Food Expo 2025開催に先立ち、米国における食品市場の理解促進を目的とし、JETROや在米食品専門家などを講師とした「事前勉強会」を開催します。米国市場の現状や、販売価格・輸出数量の設定、効果的な販売方法等について、米国のマーケット事情に即したアドバイスを提供するとともに、意見交換を行います。

②Japanese Food Expoにおける「自治体パビリオン」の出展支援

Japanese Food Expo 2025における「自治体パビリオン」の出展費用を、JETROでは半額補助します。

日本食文化協会主催Japanese Food Expo 2025における「自治体パビリオン」の設置

地域：米国（ロサンゼルス）

③ビジネス関係者向け教育セッションの創出

Japanese Food Expo 2025において、「自治体パビリオン」に出展する食材を活用し、地方の食材の魅力を伝えるため、ビジネス関係者向けに紹介する教育セッションを実施します。1自治体1食材を基本として提供し（食材費は自治体負担）、ビジネス関係者約50名に対してJETRO及び日本食文化振興協会が手配したプレゼンター（講師・料理人など）により、食材を活用して調理し、プレゼンを行います（プレゼンの補佐として、食材に詳しい関係者が説明を加えることが望ましい）。

④情報交換会の実施

Japanese Food Expo 2025にあわせて現地に渡航する自治体や民間事業者などを対象とし、「情報交換会」を開催します。「情報交換会」では、JETROやJETROコーディネーターなどからブリーフィングを行うとともに、意見交換の機会を設けます。
※会場の大きさから、人数制限を課す可能性があります。

◆JETRO事業を含む予算感一覧

JETROが負担する上記事業のほか、自治体等負担となる費用を一覧まとめると以下の通りとなります。

場所	項目	費用目安
Japanese Food Expo	商品輸送費	受益者負担。食品商社等の紹介可
Japanese Food Expo	輸送に必要な各種登録・書類発行費	受益者負担。食品商社等の紹介可
Japanese Food Expo	出展費用（場所代）	2コマ50万円（※本来、1ブース50万円のところ、JETROが半額補填）
Japanese Food Expo	試食サンプル、試食用消耗品	実費
Japanese Food Expo	販促用マネキン雇用費	900ドル/1名(9時間 x 2日間、休憩・食事・交通費込み)
オンライン	事前勉強会	JETRO負担
Japanese Food Expo	ビジネス関係者向け教育セッション	来場者の確保、会場セッティング、プレゼンターの手配、食器類など必要資材の用意等はJETRO負担（食材費は自治体負担）
JETROオフィスなど	情報交換会	JETRO負担
事業者の渡米	渡航費・宿泊費	実費（自治体職員もしくは事業受託者）

◆選考基準

○知事など、トッププロモーションを実施するなどのケースは優先的に採択
○Japanese Food Expoに併せて、渡航して自治体や商品をPRすること
○Japanese Food Expoの出展要件（別添）を満たすこと
○事業後も米国展開を積極的に行うこと

日本食文化協会主催Japanese Food Expo 2025における「自治体パビリオン」の設置

地域：米国（ロサンゼルス）

◆募集〆切

2025年6月13日（金）

※募集定員に達し次第応募を締め切りとさせていただきます場合があります。

（基本は先着順。応募多数の場合は、選考）

◆お申込方法

別添のお申込フォームに必要事項を入力の上、E-mailにて送信してください。

<お申込み流れ>

Step1

ジェトロ又は日本食文化振興協会事務局への申込

Step2

ジェトロおよび日本食文化振興協会との各種支援内容、スケジュール、条件等の確認・調整・合意

Step3

自治体の採択

※本事業は、日本食文化振興協会主催Japanese Food Expoにおいて出展するものです。そのため、支援決定にあたっては、事前にJapanese Food Expo 2025の出展要件をご一読いただき、要件を満たしていただく必要があります。

◆お申込先・お問合せ

ジェトロ ロサンゼルス（担当：木村、八木、清水）

E-mail: lag-uspf@jetro.go.jp

◆留意事項

1. 本案内書に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。
3. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
4. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
5. 参加企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
6. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。

日本食文化協会主催Japanese Food Expo 2025における「自治体パビリオン」の設置

地域：米国（ロサンゼルス）

- 7.募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって事業実施ができなくなることがあります。
- 8.相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となる場合があります。
- 9.外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
- 10.商品は法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の事業参加をお断りすることがあります。
- 11.ジェットロは、本事業の成果（お客様（参加企業含む）に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様（参加企業含む）は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
- 12.前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
 - （1）機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - （2）本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
- 13.本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 14.本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

◆免責規定

- 1.本事業において、お客様（参加企業含む）が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様（参加企業含む）に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様（参加企業含む）の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様（参加企業含む）が不利益等を被る事態が生じたとしてもジェットロはお客様（参加企業含む）に対し一切の責任を負わないものとします。
 - （1）天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - （2）前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - （3）利用条件から外れるなど、お客様（参加企業含む）の状況が変化したとき。
 - （4）前号のほか、お客様（参加企業含む）がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき
 - （5）お客様（参加企業含む）が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - （6）お客様（参加企業含む）が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - （7）前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。